

大阪府E S C O提案審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府E S C O提案審査会規則（大阪府規則第 286 号）第9条の規定に基づき、大阪府E S C O提案審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 会長は、審査会を招集しようとするときは、その開催日の前日までに、開催の日時、場所及び付議事項を各委員に通知するものとする。

(部会の設置)

第3条 審査会に、E S C O事業者を選定するための部会と、エネルギーを創出して防水改修費や冷暖房費など建物維持補修費用の削減に寄与しE S C O事業の一形態でもある太陽光パネル設置促進事業に係る2部会を、次のとおり設置する。

- (1) E S C O事業者選定部会
- (2) 太陽光パネル技術検討部会
- (3) 太陽光パネル設置事業者選定部会

(部会の所掌事務)

第4条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) E S C O事業者選定部会
公募したE S C O提案に基づく事業者選定
- (2) 太陽光パネル技術検討部会
公募した太陽光パネル基礎設置工法等についての技術的審査
- (3) 太陽光パネル設置事業者選定部会
公募した太陽光パネル設置事業の事業者選定

(部会への委託)

第5条 会長は、前条に規定する事項について、知事の諮問があった場合には、その属する部会にこれを付託するものとする。

(部会の会議)

第6条 部会は、部会長が招集する。

2 部会の決議をもって、審査会の決議とする。

(部会の運営)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。